

一生保証被判連

第三八号 一九〇九年二月發行

○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくり法律事務所

12月24日「年越し電話相談会」
全国各地で電話が殺到！

弁護士 舟木浩

昨年12月24日、全国生活保護裁判連絡会を含む16団体の共催で、フリーダイヤル（0120-110104、「い・い・お・と・し」）を用いた「年越し電話相談会」が実施された。「明るいクリスマスと正月を！」と呼びかけ、全国20か所の会場で、弁護士、司法書士、社会保険労務士、社会福祉士、労働組合関係者などの協力体制のもと、相談を受け付けた。この企画は、もともと、役所の仕事納めから仕事始めまでの期間が12月27日から1月4日までの9日間にわたることを受け、生活に困っている人たちが安心して新年を迎えるようにと企画されたものである。電話相談の実施に向けて主なメンバーが最初に集まつて議論したのは昨年10月13日であった。その後、何度も議論が重ねられ、最終的には、生活保護、労働、多重債務、住まいなど生活困窮に関する様々な相談を受け付け、相談日の翌日ないし翌々日に生活保護の申請同行や債務整理の受任通知の発送等を行つて具体的な解決に結びつける問題解決型の相談会と位置づけられた。ただ、相談会が近づくにつれ、非正規雇用の雇用情勢は急速に悪化し、「派遣切り」や「雇い止め」が社会問題化していく。その過程では、全国各地をきめ細かな支

援体制で網羅することが困難な支援者側の実情を考慮しながら、相談会場や電話回線を増やすことも議論された。しかし、議論の結果、次回以降の年越し相談会の実施も見据え、相談を受け付けたものの支援者が動けない「看板倒れ」の事態を避け、「受け付けた相談にしつかり対応する」ことに重点が置かれた。

今回の「年越し電話相談会」で相談を受け付けた件数は、全国で約1700件に及んだ。そのうち緊急を要すると判断された100件以上の相談で生活保護申請の支援が行われた。しかし、つながらなかつた電話を含めると、コール件数は全体で約2万件あった。相談を受け付けることのできた件数は、実際には、全体の1割以下にとどまつたのである。

相談内容は、地域ごとに若干ばらつきがあつたが、「派遣切り」の多い名古屋では労働に関わる相談が集中した。「所持金が数十円しかない」といった悲痛な相談が多く寄せられ、非正規労働者に対しセーフティネットが機能していない実態が改めて浮き彫りとなつた。そして、このような深刻な実態が、年末年始の日比谷公園における「年越し派遣村」の実施につながつていつたのである。

これから年度末に向け、さらに雇用情勢が悪化していくと言われ

越し派遣村」の取り組みは、失業者がホームレスに直結する我が国の現状を世の中に突きつけた。今こそ、生活保護の本来の役割を社会全体で確認し、その役割を定着させることによる雇用を確保する好機である。今後、雇用を確保する取り組みはもちろん必要であるが、それとともに、全国各地に「年越し派遣村」の成果を広げ、ワーキング・プアの人たちがセーフティネットからこぼれ落ちてしまふ前に生活保護を活用する取り組みにも力を注ぐ必要がある。



「面」として生活保護 行政の点検を 「貝塚市生活保護 問題調査報告書」 発行

大阪市大 木下秀雄
に大阪の各種団体が集
解明するために調査を行
その経過と分析、関係資

二があると思います。
一つは、自治体の生活保護行政全体を丸ごと調査、分析し、改善するよう働きかけよう、と言う取り組みの重要性です。私たちの調査活動 자체、周知の2007年10月の北九州市の生活保護行政全国調査団の経験から学んだものです。つまり、個別の窓口対応の違法性・不当性を指摘して改善を求める、と言ったいわば「点」を対象とするだけではなく、「面」として当該自治体の生活保護行政を全体として捉え、実態の調査・分析を行い、改善を求めていく、と言う活動が特に重要であると考えたのです。

この報告書を読んでいただければ分かるように、当該自治体の保護率

その際、これまでの各自治体の生活保護行政の改善を求める運動を、これまでとはまったく違う規模と構えの取り組みを行なう必要があるでしょう。

そうした現在の課題から見ても、昨年の本調査活動から生活保護行政改善に向けた運動のポイントがいくつかあると思います。

一つは、自治体の生活保護行政全体を丸ごと調査、分析し、改善するよう働きかけよう、と言う取り組み的重要性です。私たちの調査活動自

本調査は、そうした意味で、各地自治体労働者、あるいはこれから年度末の派遣切りなどの雇用問題と取り組もうしておられる労働組合関係者や、自治体議員の方にも是非読んでいただきたいと思います。申し込みは、下記までよろしくお願ひします。

二二には、本調査では、調査対象の自治体の職員労働組合との連携を追求しました。もちろん、さまざまな条件の下で簡単なことではないが、保護行政を担つてゐる自治体労働者自身が、派遣切りなどの貧困の原因が社会的なものであることを理解し、それに対する最後の受け皿としての生活保護をまともに実施することは、保護申請者・被保護者の方の人権と生活を守ることであるとともに、地域社会を守ることにもなる、と言う認識を持つようになることがきわめて重要です。保護行政を担う自治体労働者自身が代わる必要があります。本調査では、その点で、関係者の努力と、さまざまなもの下で、一定の成果があつた、と思ひます。

の変化、相談と申請の比率の変化、受給者の中の母子世帯の比率の変化、あるいは、「辞退による保護廃止」件数を明らかにすること等々、保護政策の動向を全体として把握することで、当該自治体の生活保護政策の問題点が明らかにすることが重要です。そうした計量的分析と、当事者の方の具体的な訴えを踏まえて、当該自治体の生活保護政策の問題点を分析し、改善点を提起する活動を各地域で実施することが求められています。

生活保護問題対策全国会議・東京集会報告 えつ!? 日本でも生活保護が5年で打ち切りに? ～アメリカ「福祉改革」の悲劇に学べ!

花園大學 吉永純

学で、UCR（カリフォルニア大学リバーサイド校）からエレンリース先生をお呼びして、アメリカ「福祉改革」の悲劇に学ぶ集会が開かれ、200人が参加し、充実した議論が行われました。アメリカの現実から見て、知事会・市長会が提案してくる稼働年齢層の生活保護を5年に限定する有期保護がけつして許されないことが確認されました。

2 有期保護制度の問題点

しかし、この有期保護制度は、明らかに憲法に違反し生活保護を空洞化するものです。

憲法25条はすべての国民に生存権を保障しています。また、生活保護法2条では、困窮に至った原因を問わず保護利用を認める無差別平等の原理が規定されています。困窮状態が続く限り保護は利用できるのです。過去の利用期間による限定や、あらかじめ利用期間を5年に制限するというようなことは憲法や生活保護法では認められません。最後のセーフティネットが期限付きということは有り得ないのです。

また、5年に制限する実証的な根拠も示されていませんし、雇用の状況は5年に保護を制限することを容認する状況にはまったくありません。国が取り組んでいる就労支援事業でいつたんは就職したものの最低生活費を上回る収入が得られないために引き続き生活保護を利用している人が8割にも上っています（2000年1月1日「読売新聞」）。すなわち、現在のように、「派遣」や「期間工」などが労働者の3分の1を占める雇用状況では、生活保護を受けずに生活しようとしても、生活保護水準を超える生活の目途はなかなかたたないので（いわゆるワーキングプアにならざるを得ない）。ワーキングプアが多くを占める母子世帯の年収は213万円（月17万8千円）にとどまり（一般の子持ち世

5年の期間制限によつて、少なくとも25万人がTANF受給を禁止されていますが、サウス・カロライナでは、福祉の期限が切れた人々のうち57%が「ただかろうじて、日に日に生きながらえていい」と報告され、ルイジアナでは29%が、彼らが必要とする医療

方 4 今本当に求められる生活保護のあり方

このような有期保護制度の導入が許されないことは言うまでもありません。しかし、昨年9月には経済財政諮問会議も有期保護制度を提言しており、この制度についての有力団体の執着は根深いものがあります。

しかし、年末年始の派遣村にも示されたように、いま生活保護に求められているのは、働ける年齢層への迅速かつ機動的な生活保護の適用であり、必要なときには、必要な期間だけ、活保護を適用して生活の安定をはかることであり、最初から期間を限定して利用を制限するようなことはありません。セーフティネットをしつかりさせた上で、派遣労働などの不安定労働を無くし、人間らしい労働を保障して、普通に働けばまともな生活ができるようにしていかなければならぬのです。

